身近な地方政府である市町村は、各コミュニティの維持・活性化を担うとともに、災害時には災害対策の活動拠点となる。ただし、合併市町村においては、行政区域の拡大に伴い、これらの機能が弱くなることが懸念される。このような事態に対処するため、支所の重要性が増している。また、行政区域の拡大に伴い必要な経費が増加する行政サービスもある。

このような市町村の姿の変化に対しては、合併算定替の特例期間の状況を踏まえながら、地方交付税の算定に適切に反映する必要がある。

4．社会保障・税一体改革の推進

⑴　社会保障制度改革への地方の理解と協力

社会保障は、年金を除く医療・介護・子育てなどが地方自治体を通じて国民に提供されており、地方自治体の役割が極めて大きい。社会保障制度改革については、国と地方が一体となって推進していくことが重要である。このため、社会保障制度改革の具体的な内容について、国が地域における社会保障の運営責任者である地方側と十分に協議を行い、その理解と協力を得ることが必要である。

医療制度については、都道府県が地域で必要な医療を確保するための地域医療提供体制を構築できるよう、国は必要な権限と財源を都道府県に付与すべきである。また、難病及び小児慢性特定疾患の医療費助成については、安定的な社会保障給付制度と位置づけ、地方の超過負担を解消すべきである。

介護保険制度については、地域包括ケアシステム[11]の構築を通じ、必要な介護サービスを確保するとともに、介護サービスの範囲の適正化等による効率化及び重点化を図ることにより、持続可能な仕組みとすべきである。

国民健康保険制度については、持続可能な制度を構築するため、さらなる財政基盤の強化を図り、財政上の構造問題を解決すべきである。その運営については、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村が適切に役割分担する仕組みとすべきである。

⑵　消費税率・地方消費税率の引上げとこれに伴う対応

社会保障の安定財源の確保等を図る観点から、平成26年度から消費税率及び地方消費税率が引き上げられる。消費税の社会保障財源化の趣旨に鑑み、地方財政計画及び決算において、消費税法定率分と引上げ分の地方消費税の合算額と、社会保障経費等との比較により、地方の社会保障財源がどの程度確保されているかが分かるようにする必要がある。

地方消費税率の引上げによる増収は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するものである。この地方負担は、普通交付税の算定に当たり、基準財政需要額に全額算入されるべきものである。加えて、地方消費税率の引上げに伴い、財政力格差が拡大しないようにする必要がある。このため、地方消費税率の引上げによる増収については、基準財政収入額への算入率を当面100％とすべきである。

消費税及び地方消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税である。このため、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う税負担については、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する必要があることは言うまでもない。各地方自治体は、公共料金等の改定において、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処するとともに、歳出予算においても消費税率の引上げに伴う影響額について適切に計上すべきである。

5．東日本大震災からの復興、災害への対処

東日本大震災からの復旧・復興には莫大な費用を要するが、住民とともに復旧・復興に取り組む被災自治体の財政運営に支障が生じることがあってはならない。

本年１月に、平成27年度までの集中復興期間における復旧・復興事業の規模と財源を見直し、震災復興特別交付税などの財源確保が図られている。この方針に従い、必要な地方の復旧・復興事業費及び財源について、通常収支とは別枠で確実に確保した上で、復旧・復興事業が着実に実施される必要がある。

また、自然災害に係る財政需要や、東日本大震災に係る被災地域に対する応援、被災者の受入れ等被災自治体以外で生じる財政需要については、特別交付税で対処している。これらの財政需要については、近年増加傾向にある。特別交付税の割合は、平成26年度以降段階的に、交付税総額の６％から４％に引き下げることとされているが、災害対応に万全を期す観点からは、必要な見直しを行うべきである。当面、東日本大震災の集中復興期間（平成27年度まで）中は、東日本大震災に対する財政需要に対処する観点から、現行の特別交付税の割合（地方交付税総額の６％）を維持することが適当である。

6．地方財政の健全化に資する取組等

⑴　公共施設の総合的な管理による老朽化対策の推進

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える[12]。しかし、地方自治体の財政は厳しい状況が続いている。また、人口減少・少子高齢化等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれる。

このため、地方自治体は、公共施設等の全体を把握し、計画的な更新・統廃合・長寿命化などにより財政負担を軽減・平準化することが重要である。また、その最適な配置を実現し、時代の変化にあったまちづくりを行う必要がある。具体的には、国の「インフラ長寿命化基本計画[13]」を踏まえ、公共施設等総合管理計画の作成に取り組む必要がある。

国においては、このような地方自治体の取組を支援する仕組みを構築する必要がある。なお、地方自治体が策定する計画に基づく施設の解体撤去事業への地方債の充当を認める特例措置を創設すべきである。

⑵　地方公会計の整備促進

地方分権の進展に伴い自己決定の範囲が広がる中、住民や議会のチェックの下で、より一層規律ある財政運営が行えるよう、十分な説明責任を果たすことが必要である。複式簿記・発生主義といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財政状況をわかりやすく開示していくことが重要である。

現行の財務書類の作成方式は複数あり[14]、比較可能性の確保等に課題があるほか、多くの地方自治体では、公共施設等の管理に必要な固定資産台帳が未整備[15]となっている。今後の地方公会計の整備促進に向け、地方自治体の意見や実務面での実施可能性に留意しつつ、統一した基準の設定により全団体で比較可能な財務書類の作成を進めるとともに、固定資産台帳の整備等の取組を進める必要がある。

⑶　地方公共団体財政健全化法による健全化の推進

地方公共団体財政健全化法の施行後、地方自治体においては、同法の規定により着実に財政健全化の取組が進んでいる。引き続き、住民に分かりやすい財務情報の提供に努めるとともに、財務情報を予算編成の際の参考資料とするなど、財政運営への活用を一層図るべきである。

⑷　地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されているものである。地方の財源保障の観点から、その資金調達に当たっては国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同資金調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

7．地方公営企業等の改革

⑴　第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社は、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、国においては平成21年度から平成25年度までの間、存廃を含む抜本的改革に集中的に取り組むことを推進してきた。この結果、全国的には相当程度進んできた[16]。